

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件 二六六
- 保安林の指定施行要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件 二六七
- 福島県病院局 二六七
- 一般競争入札を行う件二件 二六七
- 福島県警察本部 二六七
- 一般競争入札を行う件 二六九

告 示

福島県告示第三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台東ミナナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まぢづくり課）

福島県告示第三百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品福島西店 福島県福島市泉字下鎌二十九の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まぢづくり課）

福島県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品福島南店 福島県福島市鳥谷宮畑五十一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まぢづくり課）

福島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八の三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まぢづくり課）

福島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品泉店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示する。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
青戸栄治、青砥貫一、石井清夫、柿沼正、金沢義夫、金澤クマ、金澤幸雄、金沢宇三郎、金沢精之助、金澤多三郎、金沢秀夫、金沢秀治、金沢又兵衛、金沢律三、上妻省市郎、佐川徳治、鈴木吉次郎、鈴木喜代次郎、鈴木新之助、鈴木清五郎、鈴木仙吉

鈴木利八、鈴木友三郎、棚倉商事株式会社、戸井田昌司、沼田泰吉、沼田春吉、藤田喜枝、藤田源助、藤田孫之丞、星徳松、吉田由太郎、吉成三郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十四年農林水産省告示第五百七十四号）によること。

（森林保全課）

福島県病院局

公 告 第 一 号

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 物 品 等 の 購 入 に つ い て 、 次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 （ 平 成 7 年 政 令 第 3 7 2 号 ） 第 6 条 及 び 福 島 県 病 院 局 財 務 規 程 （ 平 成 1 6 年 福 島 県 病 院 局 管 理 規 程 第 5 号 。 以 下 「 病 院 局 財 務 規 程 」 と い う 。 ） 第 2 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。
平成24年 8 月24日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 内視鏡システム及びアンダーシステム一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月21日（木）以降で福島県立会津総合病院長が指定する日
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までには福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年9

月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号
福島県立会津総合病院事務局医事課
電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明書の配付方法 平成24年8月24日（金）から平成24年9月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで前記3に掲げる場所へ配付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年10月9日（火）午後1時30分 福島県立会津総合病院旧8病棟第1小会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月5日（金）午後4時30分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the equipment to be required : Endoscope System and Annotation System Iset

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m., 9 October 2012

(3) Time-limit of tender(by mail): 4:30p.m., 5 October 2012

(4) Contact point for the notice: Medical Professions Division, Head Office, Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiromae, Aizuwakamatsu-shi Fukushima 965-8555 Japan TEL0242-27-2151

(医 事 課)

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成24年8月24日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 手術部門システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年3月21日（木）以降で福島県立会津総合病院長が指定する日

(4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年9月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局医事課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明書の配付方法 平成24年8月24日(金)から平成24年9月14日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで前記3に掲げる場所で配付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年10月9日(火)午後2時 福島県立会津総合病院旧8病棟第1小会議室(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月5日(金)午後4時30分までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required: Surgery department System

平成24年8月24日 金曜日

第2413号

採 買 要 求 書

Isset

- (2) Time-limit of tender(by hand): 2:00p.m., 9 October 2012
- (3) Time-limit of tender(by mail): 4:30p.m., 5 October 2012
- (4) Contact point for the notice: Medical Professions Division, Head Office, Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shironae, Aizuwakamatsu-shi, Fukushima 965-8555 Japan TEL.0242-27-2151

(医 事 課)

採 買 要 求 書 本 部

福島県警察本部公告第68号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける自動車保管場所管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年8月24日

福島県警察本部長 平井 興 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車保管場所管理システム機器 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相同期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年9月20日(木)午後5時

までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(会 計 課)

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさと、240円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年10月3日(水)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年10月2日(火)午後5時まで3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of products for lease : Database and Network System on Automobiles, Possessors and Parking spaces based on the "Act on Assurance of Car parking spaces and Other matters" Iset

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 3 October 2012

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 2 October 2012

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151